

秋田県外で産婦健康診査(産後1か月)、母乳育児相談を受診される方へ

里帰り中に県外で上記健診等を自費で受診し、市へ助成金を申請する場合は、対象の健診等の金額が記載された領収書の原本が必要です。

利用の際には、医療機関や助産施設へ下記を切り取りお渡してください。

※産後1か月健診(母)受診券、母乳育児相談補助券は県外では使用できません。

母乳育児相談の利用期限は産後6か月以内です。

※助成金の申請については、別紙「妊婦健康診査等助成金交付の申請について」をご覧ください。

ご不明な点については健康づくり課(Tel: 0184-22-1834)へお問い合わせください。

【助成額】産後1か月健診(母): 上限 4,000 円 母乳育児相談: 上限 2,200 円/回(3回まで)

切り取り線

産婦健康診査(産後1ヶ月) 実施医療機関 ご担当者様

日頃より、本市の保健事業につきましてご指導ご協力いただき厚く御礼申し上げます。

本市では、産婦健康診査(産後1ヶ月)にかかる費用(上限5,000円)を助成(還付)しております。助成金の申請には、産婦健康診査(産後1ヶ月)費用が明記された領収書が必要となります。

上記受診内容が記載されていない場合、受診金額がわかるように加筆していただきますよう、よろしくお願いいたします。

お手数をおかけし、大変申し訳ありませんがよろしくお願いいたします。

【お問い合わせ】由利本荘市健康福祉部健康づくり課 母子保健班 (Tel 0184-22-1834)

切り取り線

(母乳育児相談1回目)

母乳育児相談実施施設 ご担当者様

日頃より、本市の保健事業につきましてご指導ご協力いただき厚く御礼申し上げます。

本市では、母乳育児相談にかかる費用(3回分、1回上限2,200円)を助成(還付)しております。助成金の申請には、母乳育児相談にかかった費用が明記された領収書が必要となります。

上記受診内容が記載されていない場合、各受診金額がわかるように加筆していただきますよう、よろしくお願いいたします。

お手数をおかけし、大変申し訳ありませんがよろしくお願いいたします。

母乳育児相談の主な助成対象は下記のとおりです。(産後6か月以内の利用に限ります)

・授乳法 ・乳房、乳頭の手当 ・搾乳法、排乳 ・乳房マッサージ ・児の計測 等

【お問い合わせ】由利本荘市健康福祉部健康づくり課 母子保健班 (Tel 0184-22-1834)

(母乳育児相談 2 回目)

母乳育児相談実施施設 担当者様

日頃より、本市の保健事業につきましてご指導ご協力いただき厚く御礼申し上げます。

本市では、母乳育児相談にかかる費用(3回分、1回上限 2,200 円)を助成しております。助成金の申請には、母乳育児相談にかかった費用が明記された領収書が必要となります。

上記受診内容が記載されていない場合、各受診金額がわかるように加筆していただきますよう、よろしくをお願いいたします。

お手数をおかけし、大変申し訳ありませんがよろしくをお願いいたします。

母乳育児相談の主な助成対象は下記のとおりです。(産後6か月以内の利用に限ります)

・授乳法 ・乳房、乳頭の手当 ・搾乳法、排乳 ・乳房マッサージ ・児の計測等

【お問い合わせ】由利本荘市健康福祉部健康づくり課 母子保健班 (Tel 0184-22-1834)

切り取り線

(母乳育児相談 3 回目)

母乳育児相談実施施設 担当者様

日頃より、本市の保健事業につきましてご指導ご協力いただき厚く御礼申し上げます。

本市では、母乳育児相談にかかる費用(3回分、1回上限 2,200 円)を助成しております。助成金の申請には、母乳育児相談にかかった費用が明記された領収書が必要となります。

上記受診内容が記載されていない場合、各受診金額がわかるように加筆していただきますよう、よろしくをお願いいたします。

お手数をおかけし、大変申し訳ありませんがよろしくをお願いいたします。

母乳育児相談の主な助成対象は下記のとおりです。(産後6か月以内の利用に限ります)

・授乳法 ・乳房、乳頭の手当 ・搾乳法、排乳 ・乳房マッサージ ・児の計測等

【お問い合わせ】由利本荘市健康福祉部健康づくり課 母子保健班 (Tel 0184-22-1834)